

さくら市告示第 319 号

さくら市脱炭素経営支援パートナーシップ制度実施要綱を次のように定め、令和 8 年 1 月 1 日から適用する。

令和 7 年 12 月 26 日

さくら市長 中村 卓資



さくら市脱炭素経営支援パートナーシップ制度実施要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、脱炭素支援に関する専門的な知見を有する事業者等を脱炭素経営支援パートナー（以下「支援パートナー」という。）として登録し、その情報を脱炭素化を目指す市内の中小企業者へ提供する脱炭素経営支援パートナーシップ制度（以下「本制度」という。）を実施することにより、市内産業部門における温室効果ガスの排出量削減及び地域経済の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所を有するもの
- (2) 脱炭素支援 中小企業者の脱炭素経営に資する専門的な支援をいい、次に掲げるもの
 - ア 温室効果ガス（CO2）排出量の算定支援
 - イ 省エネルギー診断及び分析サービスの提供
 - ウ 脱炭素化に関する計画策定支援
 - エ 省エネルギー設備等の導入支援
 - オ 国、県、市町村その他の公的団体が実施する助成制度の活用支援
 - カ ISO14001、SBT 等の環境関連認証の取得支援
 - キ その他脱炭素経営に資する支援

(支援パートナーの登録要件)

第 3 条 支援パートナーとして登録できる者は、法人又は個人事業主であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 前条第 2 号に掲げる脱炭素支援の実績を 1 件以上有すること。
- (2) さくら市物品納入等指名業者選定要綱（平成 17 年さくら市訓令第 52 号）第 4 条各

号に掲げる事項に該当しないこと。

- (3) 法人の場合は、法人の非常勤役員を含む役員並びに支配人及び営業所の代表者、個人事業主の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者がさくら市暴力団排除条例（平成 23 年さくら市条例第 20 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は第 6 条に規定する密接な関係を有する者でないこと。

（登録の申請）

第 4 条 支援パートナーとして登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、脱炭素経営支援パートナー登録申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）の写し
 - (2) 登録要件を満たすことを証明する書類（支援実績が確認できる契約書や成果物の写し等）
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の申請は、さくら市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成 29 年さくら市条例第 14 号）第 4 条第 1 項に規定する電子情報処理組織の使用により行うことができるものとする。

（登録の決定及び公表）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、脱炭素経営支援パートナー登録決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知する。

- 2 前項の規定により登録を決定した支援パートナーは、脱炭素経営支援パートナー登録簿（様式第 3 号）に登録する。
- 3 市長は、前項の規定により登録した支援パートナーについて、申請時に得た同意に基づき、その名称、所在地及び支援可能分野等の情報を市のホームページ等で公表するものとする。
- 4 市長は、審査の結果、登録が不適当であると認めるときは、理由を付して、その旨を脱炭素経営支援パートナー登録申請却下通知書（様式第 4 号）により申請者に通知する。

（支援パートナーの責務）

第 6 条 支援パートナーは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 中小企業者に対し、誠実かつ適切に脱炭素支援を実施すること。
- (2) 本制度を通じて脱炭素支援を行ったときは、市長が別に定める様式により、速やかにその実績を報告すること。
- (3) 市が本制度の推進のために実施する研修や連絡会議等に参加するよう努めること。

（登録の有効期間及び更新）

第 7 条 登録の有効期間は、登録の日から起算して 2 年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 支援パートナーは、前項に規定する有効期間の満了後も引続き当該登録を継続させようとするときは、有効期間が満了する日の 30 日前までに、脱炭素経営支援パートナー登録更新申請書（様式第 5 号）を市長に申請しなければならない。

3 第 5 条の規定は、前項の規定による更新申請について準用する。

（登録事項の変更）

第 8 条 支援パートナーは、登録された情報（名称、所在地、連絡先、支援可能分野等）に変更が生じたときは、速やかに脱炭素経営支援パートナー登録事項変更届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第 9 条 市長は、支援パートナーが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により登録を受けたと認められるとき。
- (2) 第 3 条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第 6 条に規定する責務を著しく怠ったと認められるとき。
- (4) 支援パートナーから登録辞退の申出があったとき。
- (5) 支援業務を通じて知り得た中小企業者の秘密情報を、正当な理由なく漏洩し、又は自己の利益のために利用したと認められるとき。
- (6) その他、市長が支援パートナーとして著しく不適当であると認めたとき。

（免責）

第 10 条 前条の措置により支援パートナーに生じた損害、又は支援パートナーと中小企業者との間で行われる交渉、契約若しくは取引により生じた紛争に対し、市は、その責めを負わない。

（その他）

第 11 条 この告示に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。